

資料 2 - 2

法人事業税への外形標準課税の早期導入に関する緊急要望

全国知事会は、法人事業税への外形標準課税の導入について、応益課税としての性格を明確にし、都道府県の税収の安定化に資する等の観点から、全国的な制度として導入すべきであるとして、これまでも長年にわたり要望してきたところである。

一方、地方分権が実施段階を迎え、地方税のあり方についても見直しが求められている中、本会としても、この課題について自らの考え方をとりまとめるべく検討作業を行ってきたところ、今般、別紙「望ましい法人事業税外形標準課税のあり方」として意見集約がなされたところである。

国においては、この趣旨を踏まえられ、外形標準課税の早期導入を図られるよう、ここに重ねて強く要望する。

平成12年 7 月 18 日

全 国 知 事 会

望ましい法人事業税外形標準課税のあり方

1 導入の趣旨

応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、地方税源の安定的な確保等の観点から、すべての法人に対して薄く広く課税することを基本とし、地方税法の改正による全国的な制度として、外形標準課税を導入する。

2 具体的な外形基準

具体的な外形基準は、法人の事業活動規模を最もよく反映する「事業活動価値」が最も望ましい。

3 所得基準と外形基準の併用

税負担の変動を考慮し、税負担能力に配慮する等の観点から、当面、所得基準と外形基準を5：5の割合で併用する。

なお、(5)の激変緩和措置の経過後、できるだけ速やかに外形基準のみによる課税とするべきである。

4 税率

応益課税という本来の性格に基づき、できるだけ薄く広く課税し、あわせて税収の安定化に資するものであることから、次の率を基本とする。

- ・外形基準の税率 法人事業税収の2分の1を外形基準の総額で除することによって算出した率
- ・所得基準の税率 現行法人事業税率の2分の1

5 税負担の変動への対応

導入初期段階における激変緩和を図るため、導入後4年間の経過措置を設ける。

6 中小法人への配慮

資本金額等が一定規模以下の中小法人を対象に、軽減税率等による軽減措置を講ずる。

7 ベンチャー企業等への配慮

ベンチャー企業等への配慮は、他の政策的な配慮と併せて検討する。

8 実施時期

平成13年度税制改正により制度を創設し、景気の状態等に配慮しつつ、制度創設後速やかに実施する。

9 税率等の特例

制度創設にあたっては、税率等について各都道府県がそれぞれの実情を踏まえた運用を行えるような仕組みを設けるべきである。